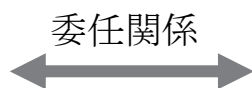


6 役員 の 義 務 と 責 任

【法人と役員等との関係】



法人



役員等

- 社会福祉法人と役員、評議員、会計監査人は民法の委任者・受任者の関係です。従って民法に規定された善良なる管理者の義務などの法理が適用されます。

【理事の義務】

さらに、理事の場合は次のような義務が加重されます。



- 法令・定款を遵守し、社会福祉法人の為に忠実にその職務を執行する忠実義務
- 自己又は第三者のために、当該社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき（競業取引）は理事会の承認が必要です。
- 自己又は第三者のために、当該社会福祉法人と取引をしようとするとき（自己取引）や社会福祉法人が理事の債務を保証するなど社会福祉法人と理事との利害が相反する取引（利益相反取引）については、理事会の承認が必要です。





【役員等の損害賠償責任】

- 評議員、役員、会計監査人は、その任務を怠ったとき（任務懈怠）は、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。
- 理事はこれに加え、忠実義務、競業取引、自己取引及び利益相反取引の制限規定に違反し、社会福祉法人に損害を与えた場合も、その損害を賠償する責任を負います。
- これらの社会福祉法人に対する損害賠償責任は下表の方法により免除できます。
- また評議員、役員、会計監査人は職務執行に際し悪意又は重過失があった場合、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任があります。

【損害賠償責任の免除】

総評議員の同意

- ・ 損害賠償責任の全部を免除できる。
- ・ 対象者（評議員、役員、会計監査人）

評議員会の 特別決議

- ・ 職務を行うにつき善意無重過失の場合、法定の最低賠償責任額を超える金額について損害賠償責任を免除できる。
- ・ 対象者（役員及び会計監査人）
- ・ 監事全員の同意が必要

理事会の決議

- ・ 職務を行うにつき善意無重過失で、かつ原因やその職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合、法定の最低賠償責任額を超える金額について損害賠償責任を免除できる。
- ・ 定款でこの旨を規定することが必要
- ・ 対象者（役員及び会計監査人）
- ・ 監事全員の同意が必要

責任限定契約

- ・ 善意無重過失の場合、あらかじめ社会福祉法人が定めた額と法定の最低賠償責任額のいずれか高い額を限度として免除することができる。
- ・ 定款でこの旨を規定することが必要
- ・ 対象者（非業務執行理事）

7 社会福祉充実計画について

趣 旨

一部の社会福祉法人が利益を蓄積し過大な内部留保を保有しているとの批判がありました。公益法人では一定の計算方法により超過した財産額を「遊休財産」とし、保有を違反とする公益認定・遵守基準を定めていますが、今回の改革はこれを一歩進め、超過した財産（社会福祉充実残額）を、既存又は新規の社会福祉事業や公益事業に積極的に再投下することを義務づけるものです。

社会福祉充実残額の計算

社会福祉充実残額＝純資産（資産－負債）－控除対象財産（事業継続に必要な額）

事業継続に必要な額＝①＋②＋③

- ① 社会福祉事業、公益事業、収益事業の実施に必要な財産
- ② ①の財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産
- ③ 翌事業年度において①の事業実施のため最低限必要となる運転資金

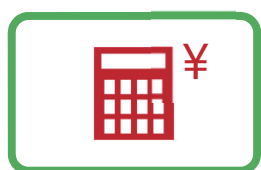
【社会福祉充实事業の選定】

社会福祉充実残額は、次の優先順位により再投下対象事業を企画選定します。

- 第1順位 社会福祉事業又は公益事業（小規模施設であるため、法律上の社会福祉事業に該当しない社会福祉類似事業）
- 第2順位 地域公益事業（日常生活又は社会生活の支援を要する住民に対し、無料又は低廉な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
- 第3順位 公益事業



【社会福祉充実計画実施までの手順】



・社会福祉充実残額の算定
(残額なしの場合は所轄庁に届出)



・社会福祉充実計画原案の作成



・(地域公益事業を行う場合)
地域協議会等からの意見聴取



・公認会計士・税理士等からの意見聴取



・評議員会の承認
→法人としての社会福祉充実計画案の確定



・所轄庁への承認申請



・所轄庁承認後、社会福祉充実計画に基づく
事業実施



8 事業運営の透明性と情報公開義務

【情報開示の必要性】

社会福祉法人は福祉サービスを提供する高い公益性と非営利性を備えた法人であり、税制上の優遇措置を受けていることから、広く国民に対する説明責任を果たす必要があります。そのため事業や財務に関する情報提供義務が規定されています。

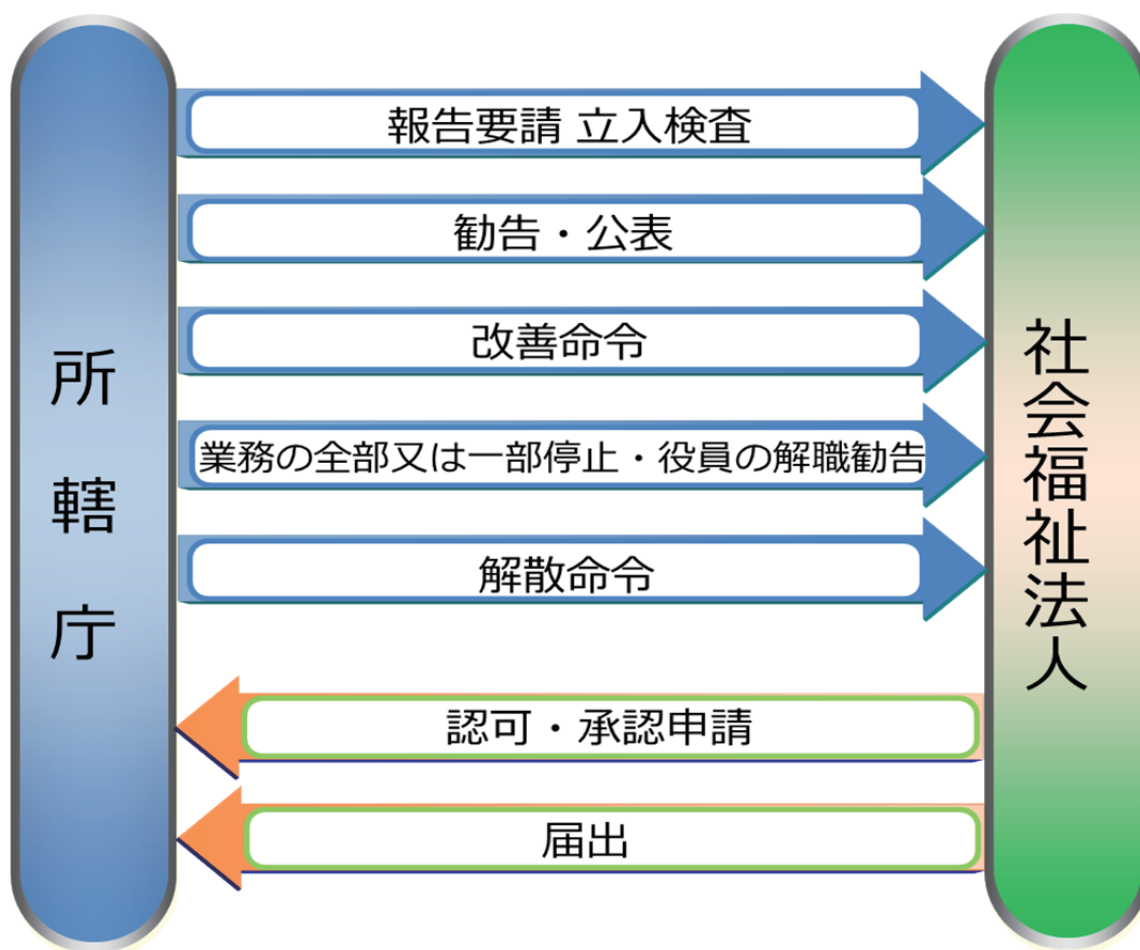
【情報公開の内容】

- 情報公開を受ける対象者に一般国民が加えられました。
- 定款をはじめ事業の概要に関する詳細な報告書の開示を求めています。
- 事務所閲覧と謄写だけでなく、定款、役員報酬基準、計算書類、役員等名簿、社会福祉充実計画の内容等、事業の概要に関する報告書等については、インターネットによる開示が必要です。

ただし、所轄庁がこれらを公開したときは、法人が自らインターネット公開をしたものとみなされます。



9 所轄庁の監督等



- 所轄庁は、社会福祉法の施行に必要な限度において事業・財務の状況について報告を求め、立入り検査をすることができます。また、法令、定款等に違反したり、著しく運営が適正を欠くとき、業務改善のための勧告や命令、又は業務の停止、役員解職勧告をすることができます。他の方法により監督の目的が達成できない場合は、解散を命令することがあります。
- 公益事業や収益事業を行う社会福祉法人には、業務の停止命令をすることがあります。
- 社会福祉法人が所轄庁に届出すべき事項、認可・承認申請すべき事項はすべて法令で規定しています。